

## 情報BOX

ジェネリック医薬品主要促進策の沿革(2)  
— 07年11月～10年3月 —

作成者：陸 寿一

(沢井製薬㈱) 研究開発本部, 「ジェネリック研究」編集アドバイザー)

〔ジェネリック研究, 2007:1:127-30からの続き〕

No	発出元	発出日	通知番号	テーマ	通知・提言名	内 容
48	財政制度等審議会	07年 11月19日		促進建議	平成20年度予算の 編成等に関する建議	08年度予算編成に当たっての建議。 「社会保障の項」で、「基本方針 2006, 2007」も踏まえGE使用を促 進すること。「GEのある先発品」は 金額シェアで35% (05年度調査)も あり, これにより国民の負担が全体 で約1.3兆円(患者負担:約0.2兆円, 保険料負担:約0.6兆円, 公費負担: 約0.4兆円)重くなっている。薬剤費 の削減余地は大きい。 一般用医薬品と同じものが医療用医 薬品として保険適用されているもの がある。保険財源で賄うことは適当 ではない。
49	健康保険組合連合 会(健保連)	07年 11月20日		意識調査	医療に対する国民意 識調査 —調査結果報告—	健保連による意識調査(実施07年9 月, 回収1,263人)。 ・増加医療費を抑制する最も望ましい 方法の第一位は, 「GEの普及」で 全体の61%が挙げていた ・GEに変えて効き目に変化なし 73%, 安全性に不安なし74%, と 高かった
50	厚労省 中央社会保険医 療協議会(中医 協)・総会	08年 2月13日 施行日 4月1日	中医協 総-1 20.2.13	・処方せん 様式変更 ・診療報酬 改定 ・調剤体制 加算 ・分割調剤	平成20年度診療報 酬改定における主要 改定項目について	中医協で08年度診療報酬の改定が確 定。 ・処方せん様式変更 ・GE調剤体制加算: GEを調剤した 処方せんの割合が30%以上の保険 薬局には, 1処方せん当たり一律4 点(40円)加算(先発品のみ処方 せんでも加算) ・GEを含む処方せん料加算2点(20円) 廃止 ・GE分割調剤5点(50円)新設 ・「療担規則」の改正 (下記関連通知参照)
51	厚労省	08年 3月5日 施行日 4月1日	厚生労働省省令 第28号	・処方せん 様式変更 ・「療担」 規則改正	・処方せん様式変更 ・「療担」規則一部 改正: ・保険医療機関及 び保険医療養担 当規則 ・保険薬局及び保 険薬剤師療養担 当規則	処方せん: 処方医の署名又は記名・ 押印は GE への代替可から不可の 場合に変更, 医療機関・医師: GE 使用の努力義務 を規定, 保険薬局: GE の説明義務, 備蓄, 代 替調剤の努力義務を規定。
52	厚労省	08年 3月12日		啓 発 ポ ス ター・パンフ	後発医薬品啓発ポス ター, パンフレット 配布	厚労省作成ポスター配布, ・ポスター: 後発医薬品(ジェネリッ ク医薬品)ってご存知ですか? 「効き目や安全性は先発医薬品と同 等です」 ・パンフレット: 後発医薬品(ジェネ リック医薬品) Q & A—医療関係者 の方々へ—